通　　知　　書

令和５年８月１０日に開催した淡路市教育特区学校審議会において、貴社が運営する学校の運営状況等の評価を行い、同審議会より答申書を受理しました。

答申書の結果、学校の運営状況などについて適正であると認めたので、構造改革特別区域法第１２条第６項の規定に基づき通知します。

令和５年９月４日

株式会社ＡＩＥ

代表取締役　橋本　隆志　様

淡路市長　門　　康　彦